

質問第一四号

北富士演習場内国有地の入会に係る政府統一見解に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十五年十月九日

田 英 夫

参議院議長 倉 田 寛 之 殿



北富士演習場内国有地の入会に係る政府統一見解に関する質問主意書

北富士演習場内国有地の入会に関して、平成十年に山梨県が発行した「北富士演習場問題の概要」には、資料十二―一として「北富士演習場内国有地の入会について」（昭和四十七年八月二十二日政府統一見解）、また資料十二―二として「北富士演習場内国有地の入会について」（昭和四十八年四月十七日防衛施設庁（政府統一見解））が収録されている。

これらの政府統一見解について、入会権の存在はないと解釈される主旨を明らかにしたいと考えるため、以下質問する。

- 一、これらの政府統一見解は、誰がどのような資格で誰に対し何の目的で作成したのか明らかにされたい。
- 二、これらの政府統一見解それぞれの法的性格について明らかにされたい。

右質問する。

